

新型コロナウイルス感染症／教員用（第2報）

20200221 現在

弘前学院大学看護学部

1. 厚生労働省は、「感染が疑われる場合の症状と対処方法」を発表（2020.02.17）

1) 新型コロナウイルス感染症の症状

- ・風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合である。

2) 問い合わせ先

- ・病院を受診する場合、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせること。保健所の指示を受けた後に受診する。

- ・「帰国者・接触者相談センター」

☎ 弘前保健所 : 0172-33-8521

☎ 東地方保健所 : 017-739-5421

2. 実習中の学生への対処方法

【学生に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があり休む場合】

- 1) 学生は、看護学部事務室に休むことを電話する。 ⇒ ☎0172-31-7100
 - ・学生は、事務室に自身の体調を説明し、実習施設を休むことを伝える。
 - ・学生が実習を休んだ場合、実習担当教員は看護学部事務室へ電話をして確認する。
- 2) 教員は、学生に疑わしい症状があった場合、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に問い合わせをし、指示を受けるよう助言すること。
- 3) 学生が保健所の指示により医療機関を受診した場合は、その結果は電話にて受ける。
- 4) 実習担当教員は、学生の受診結果を直ちに「図1：事故発生時の連絡フローチャート」に基づき、学部長に連絡する。
- 5) その後、学部長は学部関係者及び学長に報告・相談し、感染対策を実施する。

【学生の同居家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状があり休む場合】

- ・教員は、学生に対し電話にて自宅待機とすることを指示する。

3. 実習担当教員の役割

- 1) 教員は、学生が作成した「体調に関する記録表」を、実習施設にて確認をする。
- 2) 実習中に、学生が病気により休んだ場合は、診断書の提出を学生に求める。
- 3) 教員が収集した情報は、学部長及び関係者と、実習要綱の「図1：事故発生時の連絡フローチャート」に基づき共有する。
- 4) 実習の補習が必要な場合、実習施設の責任者と相談し、具体的な日程を確保する。
- 5) 実習委員会および学科会議で報告し、情報を共有する。